

大分市告示第12号

一般廃棄物処理施設設置許可の申請があったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

この申請書類は、当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同法第8条第5項に基づき縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、大分市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和6年3月27日

大分市長 足立 信也

1. 名称及び住所

住 所 : 大分市三佐六丁目2番50号

名 称 : 株式会社大分クリーンシステム 代表取締役 永田 俊美

2. 産業廃棄物処理施設の設置の場所

大分市大字上戸次字坂原831番9外106筆

3. 産業廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設（焼却施設）

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項）

4. 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

可燃ごみ、し尿、汚泥（脱水）、マテリアルリサイクル推進施設から発生する破碎後残渣及び資源物の選別作業で除外した資源系残渣、災害廃棄物、動物の死骸等

（石綿含有一般廃棄物、水銀使用製品一般廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。特別管理一般廃棄物を除く。）

5. 申請年月日

令和6年3月14日

6. 縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所

- ・大分市役所 環境部廃棄物対策課（本庁舎4階）
- ・大分市役所 大南支所
- ・臼杵市役所 臼杵庁舎1階 環境課
- ・臼杵市役所 野津庁舎1階 市民生活推進課
- ・豊後大野市役所 本庁舎3階 環境衛生課
- ・豊後大野市役所 犬飼支所

縦覧期間 令和6年3月27日から令和6年4月30日

7. 意見書提出の期限及び提出先

提出期限 令和6年5月15日
(郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効)

提出先 大分市役所環境部廃棄物対策課
(〒870-8504 大分市荷揚町2番31号)

8. 生活環境の保全上の見地から意見書に記載すべき事項

提出者の氏名・住所及び対象とする一般廃棄物処理施設の種類及び許可申請者名称
(記載言語は日本語とする)